

燕市告示第 439 号

燕市手話奉仕員及び要約筆記奉仕員養成事業実施要綱（平成19年燕市告示第164号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 0 月 1 7 日

燕市長 鈴木 力

題名を次のように改める。

燕市手話奉仕員養成事業実施要綱

第1条中「ため、」の次に「基礎的な手話表現技術を習得した」を加え、「及び要約筆記奉仕員」を削る。

第4条を次のように改める。

（事業の内容）

第4条 事業は、対象者に対する講習会の開催により実施するものとし、次に掲げる手話奉仕員養成カリキュラムを履修させるものとする。

（1）入門課程

（2）基礎課程

2 前項各号に規定するカリキュラムは、手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について（令和5年6月26日付け障企自発0626第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）に準ずるものとする。

第5条中「及び要約筆記奉仕員」を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第5条関係)

別記様式(第5条関係)

燕市手話奉仕員養成事業実績報告書

1 実施内容

年 月 日	講習内容	時 間	会 場	講 師	受 講 者 数
計		時間			

2 養成事業受講者の状況

(1) 受講者 人

(2) 修了者 人

3 養成事業の修了者の職業及び年齢

	1 9 歳 以 下	2 0 ～ 2 9 歳	3 0 ～ 3 9 歳	4 0 ～ 4 9 歳	5 0 ～ 5 9 歳	6 0 歳 以 上	計
学 生							
主 婦							
会 社 員							
そ の 他							
計							

附 則

この告示は、告示の日から施行する。